

平成30年度

福岡小学校 いじめ防止基本方針



本校では、以下のとおり「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。
本方針に則り、児童の健全な育成に努めて参りますので、保護者・地域の皆様には何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月
(平成30年7月改訂)

高岡市立福岡小学校

平成30年度 福岡小学校いじめ防止基本方針

高岡市立福岡小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わるすべての者が連携し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校がすべての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという意識をもち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 安心して過ごせる環境づくりと児童理解

- ・人権感覚やいじめ問題に関する基本的認識を高める校内研修を行います。
- ・教師自身が範となり、思いやりのある言語活動と人間関係づくりを心がけます。
- ・一人一人の心と生活に目を向け、学習や生活に必要なルールの指導に努めます。
- ・一人一人のよさが発揮され、共に認め合う学級づくりを進めます。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・あらゆる教育の機会を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、「心の教育」と「いのちの教育」を推進します。
- ・充実感や達成感を味わえる「分かる・できる授業」づくりに努めます。
- ・「聞くこと」「話すこと」「書くこと」を重視する授業づくりを進めます。
- ・思いやり・協力、生命の大切さを育む道徳の時間と学級指導の充実を図ります。
- ・コミュニケーションの取り方を体験し学ぶ学習を積極的に行います。
- ・市主催の人権標語コンクール応募を生かし、いじめや思いやりについて考える学習を行います。

○児童が主体となる取組の充実

- ・「あいさつ運動」「ありがとうの花運動」を学期ごとに工夫し、実施します。
- ・なかよし清掃等、縦割りによる諸活動の充実を図ります。
- ・みんなのために活動するボランティア活動を工夫し、積極的な参加を促します。
- ・楽しさの共有と仲間意識を高める学校行事や集会活動を工夫します。

③ 家庭や地域等との連携

- ・保護者や地域からのささいな相談等にも、常に誠実な対応を心がけます。
- ・学校での児童の頑張る姿を積極的に伝え、日常的な情報交換に努めます。
- ・「親子で取り組む福岡っ子マナーアップ週間」「バッチリマンデー」等を通し、家庭と一体になり、基本的な学習習慣や生活習慣と社会性の育成を図ります。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。

児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。さらに、学校では定期的にアンケート調査や全員面談等を実施し、スクールカウンセ

ラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日頃から積極的に児童に関する情報を共有します。

① 日常的な観察

- ・活動の始まりと終わりの時間を守り、常に児童と共にあって、見届けます。
- ・朝や帰りの挨拶、健康観察、教室環境の整理・点検、ノート類のチェック等、定点観察を確実に行います。
- ・様子に変化が感じられる児童には積極的に声をかけ、安心感をもたせます。
- ・教職員間で児童一人一人や学級集団の状況を共有し、協力して早期の指導に生かせるよう、風通しのよい職員室づくりに努めます。

② アンケート調査

- ・「あったか（ミニミニ）ハートチェック」を年間5回実施し、児童の悩みや被害等の把握に努めます。（参照4 年間計画参照P4）

③ 教育相談

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもち、「いつでも、誰にでも」相談できる体制づくりを図ります。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えます。
- ・定期的な個人面談に加え、「あったかハートチェック」の結果を生かした随時面談を実施します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有し、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。
- ・重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

※ 重大事態の意味ついて（国の基本方針より）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身、又は財産に重大な被害」とは

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間学校を欠席」とは
- ・ 年間30日を目安とし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を

継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

4 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司等）の方々を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・いじめ対策委員会 ・校内研修（いじめ問題の基本認識と児童理解への共通理解）	10	・あったかハートチェック
5	・あったかハートチェック ・家庭訪問	11	・親子で取り組むマナーアップ週間②
6	・あいさつ運動① ・親子で取り組むマナーアップ週間①	12	・ミニミニハートチェック ・いじめ対策委員会 ・学校評価（保護者アンケート）
7	・ミニミニハートチェック ・いじめ対策委員会 ・学校評価（中間）（保護者アンケート） ・社会を明るくする運動作文発表会（6年）	1	・あいさつ運動③ ・学校評価の結果集計と考察
8	・校内研修（事例研究） ・学校評価（中間）の結果集計と考察	2	・親子で取り組むマナーアップ週間③ ・あったかハートチェック ・個別面談
9	・あいさつ運動② ・「人権標語コンクール」への応募	3	・いじめ対策委員会

※ボランティア活動：リサイクル活動、ベルマーク回収、施設訪問、手紙交流

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

平成26年3月
(平成30年7月改訂)